JAS 1017

日本農林規格 JAPANESE AGRICULTURAL STANDARD

畳表

TATAMI facing

2007年8月2日 制 定2018年4月27日 最終改正

農林水産省

目 次

																																														/	~-	-シ	>
1	適用氧	进	•	• • •			•			•		•				•		•		•		•		•		•		•		•		•		•		•		•		•		•		•		. •		į	1
2	引用規	見格	•	• •			•		•		•			•	• •	•	•		•		•		•	٠.	•			•		•		•		•	• •		•	•		•		•		•			• •		1
3	用語及	とび	定郭	轰		•			•		•			•		•		•		•		•		•		•		•		•			•		•		•		•			•		•	• •		• •		1
4	種類					•		•	• •	٠.	•		•		•		•		•		•		•	• •		•		•		•		•		•				•		•		•		•	٠.	•	• •	2	2
5	等級	• • •	• •	• •		•	• •	٠.	•		•			•	٠.	•		•		•		• •		• •			•		•		•			•		•		•		•		•		•	٠.		• •	3	3
6	品質・				•		•			•		•		•		•	•		•		•		•	•		•		•		•	•		•			•	•		•		•		•	•		•		3	3
7	たて糸	<u> </u>				•			•		•			•	•		•		•		•		•		•	•		•		•		•		•	• •			•		•		•		•		•		2	4
8	表示・				•		•			•		•		•		•	•		•		•		•	•		•		•		•	•		•			•	•		•		•		•	•		•		2	4
9	測定フ	方法	• •		•		•		•		•		•		•			•			•		•			•		•	•		•		•		•			•		•	•		•			•			5
附	属書	A ((規	定	()	7	t_	τ	爿	\(\)	の	討	、縣	£	方	注	Ļ.	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•		•	7
附	属書]	B (〔規	定	.)	7	t-	て	爿	` (の	基	连连	ŧ																•																		8	8

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律に基づき、農林物資規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、畳表の日本農林規格(平成30年3月29日付け農林水産省告示第683号)は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触 する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び農林物資規格調査会は、このような特許権、出願 公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

日本農林規格

JAS

1017:2018 制定 2007

畳表

TATAMI facing

1 適用範囲

この規格は、畳表(着色表及び青表を除く。)のうち、一枚物について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS L 1030-2 繊維製品の混用率試験方法-第 2 部:繊維混用率

JIS L 1095 一般紡績糸試験方法

JIS Z 8305 活字の基準寸法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1 畳表

いぐさを緯とし、糸を経として製織したもの(上敷及びござの類を除く。)。

3.2 着色剤

染料及び顔料。

3.3 着色表

着色剤(3.2)による着色(色を定着させるための樹脂加工を含む。)をしたいぐさを製織した**畳表(3.1)** 及び畳表であって着色剤による着色をしたもの。

3.4 青表

七島いを緯として製織した畳表(3.1)。

3.5 長物

連続的に製織した**畳表** (3.1) であって, \mathbf{a} \mathbf{a} の長さ以内に相当するものとして切り加工を施していないもの。

3.6 一枚物

連続的に製織した**畳表** (3.1) であって,**長物** (3.5) を表1 の長さ以内に相当するものとして切り加工を施したもの。

3.7 目せき織り

一本糸で幅狭く織ること。

3.8 通織り

いぐさが織り幅を十分引き通るように製織すること。

3.9 小目

両側の目せき織り(3.7)をした部分。

3.10 耳毛

製織されたいぐさの根元及び先端のうち、小目(3.9)から出ている部分。

3.11 耳糸

小目(3.9) がほぐれないように**耳毛(3.10)** の基部に施したたて糸(遊び糸)。

3.12 つき出し

耳毛 (3.10) のうち, いぐさの根元部分。

3.13 うら毛

耳毛 (3.10) のうち、いぐさの先端部分。

3.14 幅

側から側までの長さ(**小目**(**3.9**) の部分を含み, **耳毛**(**3.10**) の部分を除く。)。

3.15 長さ

端から端までの長さ。

3.16 短辺

左右の耳毛(3.10) (うら毛(3.13) に限る。) の端から端までの長さ。

3.17 麻糸

麻のみを原料とした糸。

3.18 綿糸

綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率が50%未満のもの。

3.19 純綿糸

綿のみを原料とした**綿糸(3.18)**。

3.20 混紡綿糸

綿及び綿以外の繊維を混紡した綿糸 (3.18)。

3.21 染土

いぐさの乾燥の促進及び変色の防止に効果がある土。

3.22 泥染め

いぐさを染土(3.21)の懸濁液に浸漬する作業。

3.23 原料いぐさ

刈取り後泥染め(3.22)を行った上で乾燥させた畳表(3.1)の原料となるいぐさ。

4 種類

畳表の種類は、その幅、長さ及びたて糸(耳糸を除く。以下同じ。)の本数によって次の**表1**のとおりとする。

表 1一分類

種類	1種	2 種	3 種
幅 a) cm	95.0 + 0.5	91.0 + 0.5	89.0 + 1.0

表 1一分類 (続き)

;	種類		1種	2 種	3 種			
			103 cm の整数倍(ただ	98 cm の整数倍(ただ	96 cm の整数倍(ただ			
長さ ^{a)}			し,3倍までに限る。)+30	し, 3 倍までに限る。)+	し, 3 倍までに限る。)+			
			cm	30 cm	30 cm			
たて糸の	単芯	本	134	128	126			
本数 2 本芯 本			268	256	252			
注³⁾ +を冠した数は,それぞれの長さの増が許容される範囲を示す。								

5 等級

畳表の等級は**箇条6**によって、特等、1等及び2等とする。

6 品質

次の表2の等級ごとの品質基準に適合しなければならない。

表 2一畳表の等級ごとの品質基準

		区 八		基準							
		区分		特等	1 等	2 等					
幅				表1のとおりであること。							
長さ				表1のとおりであること。							
たて	糸の	種類		麻糸及び/又は綿糸であること。							
たて	糸の	本数		表1のとおりであること	表 1 のとおりであること。						
織り	方			通織りをしたものである	織りをしたものであること。						
耳	つき出し cm			8.0 以上	5.0 以上	4.0 以上					
毛											
の	うら毛 cm		11.0 以上	8.0 以上	7.0 以上						
長	長			11.0 5/1	0.0 %1	7.0 %1					
さ		Γ									
1	麻	単芯	kg	0.92 以上	0.87 以上	0.80 以上					
m ²	糸	2本芯		0.96 以上	0.91 以上	0.84 以上					
当	/.44		kg								
た	綿	単芯	kg	0.88 以上	0.82 以上	0.74 以上					
b	糸	2 本芯	kg	0.89 以上	0.83 以上	0.75 以上					
の 麻糸及び綿糸の				0.93 以上	0.88以上	0.81 以上					
里			kg	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		J					
水分	<u> </u>		%	12 17 17							
小次	J		70	13 以下							

		衣	2一宜衣の寺板ことの品	1貝基竿(枕さ)								
		E /\		基準								
		区分	特等	1 等	2 等							
밆	色	色沢	いぐさ固有の色沢を有す	ハぐさ固有の色沢を有すること。								
位	合	色調	特に優良であること。	優良であること。	良好であること。							
	٧١	色段	混入が全くないこと。	混入がほとんどないこと。								
	変色い		混入が全くないこと。		混入がほとんどないこと。							
	粒そ	i ろい	特によいこと。	よいこと。	_							
	地合	· ()	特に密であること。	密であること。								
	糸切れ、片ざしその他の織		全くないこと。									
	り傷											
	仕上げ		優良であること	良好であること。	おおむね良好であること。							
	汚れその他の欠点		全くないこと。	ほとんどないこと。								

表 2一畳表の等級ごとの品質基準 (続き)

7 たて糸

端止め

製織に使用するたて糸について、**附属書 A** の表 A.1 の左欄に掲げる事項を、それぞれ同表の右欄に掲げる試験方法によって測定した場合には、当該たて糸は、**附属書 B** の表 B.1 に掲げる基準を満たさなければならない。

容易にほつれないように適切にしてあること。

8 表示

8.1 一括表示事項

次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

- a) 種類
- **b**) 等級
- c) たて糸の種類
- d) 原料いぐさの産地名
- e) 格付年月日
- f) 製織地名
- g) 製造業者又は販売業者(輸入品にあっては,輸入業者)の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者 (輸入品にあっては,輸入業者)を表す文字

8.2 表示の方法

8.1 の a)から f)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

- a) 種類 表 1 の幅の項に掲げる区分に応じ、同表の種類の欄に掲げる種類名を記載しなければならない。
- **b) 等級** 特等にあっては"特等"と、1等にあっては"1等"と、2等にあっては"2等"と記載しなければならない。
- c) たて糸の種類 製織に使用したたて糸が麻糸の単芯のものである場合にあっては "麻" と、麻糸の 2 本芯のものである場合にあっては "麻 W" と、純綿糸の単芯のものである場合にあっては "綿"

1017:2018

と、純綿糸の 2 本芯のものである場合にあっては "綿 W" と、混紡綿糸の単芯のものである場合にあっては "混紡" と、混紡綿糸の 2 本芯のものである場合にあっては "混紡" と、純綿糸及 び混紡綿糸の 2 本芯のものである場合にあっては "綿混紡 W" と、麻糸及び純綿糸の 2 本芯のものである場合にあっては "麻綿 W" と、麻糸及び混紡綿糸の 2 本芯のものである場合にあっては "麻綿 W" と、麻糸及び混紡綿糸の 2 本芯のものである場合にあっては "麻混紡 W" と記載しなければならない。

- d) 原料いぐさの産地名 国産のものにあっては都道府県名を,輸入したものにあっては原産国名を事実に即して記載しなければならない。
- e) 格付年月日 次のいずれかによって記載しなければならない。
 - 1) 平成19年4月1日
 - **2**) 19. 4. 1
 - **3**) 190401
 - **4)** 2007. 4. 1
 - **5**) 07. 4. 1
 - **6)** 070401
- f) 製織地名 畳表を製織した場所の地名について,国産品にあっては都道府県名を,輸入品にあって は原産国名を記載しなければならない。

8.3 表示の様式

8.1 に掲げる事項の表示は、**図1** によって、畳表ごとに端止めから 6 cm 以内の箇所に表示し、文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色としなければならない。また、用いる文字は、**JIS Z 8305** に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字を用いなければならない。ただし、当該事項を**図1** による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。

種 類 等 級 た て 糸 の 種 類 原料いぐさの産地名 a) 格 付 年 月 日 製 織 地 名 製 造 者 b)

- 注 a) "原料いぐさの産地名"は、これに代えて"いぐさの産地名"又は"産地名(いぐさ)"と記載することができる。
 - b) 表示を行う者が販売業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中"製造者"と あるのは、 それぞれ"販売者"又は"輸入者"とすること。

図1-様式

8.4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- a) 8.1 によって表示してある事項の内容と矛盾する用語
- b) その他品質を誤認させるような文字, 絵その他の表示
- 9 測定方法

1017 : 2018

9.1 1 m² 当たりの重量

畳表の短辺及び長さを測定して面積を算出するとともに、畳表 1 枚の重量を測定する。算出した面積及び測定した重量を基に次式によって算出した重量を単位面積 (1 m^2) 当たりの重量とする。

$$W=\frac{m}{s}$$

ここに、 $W:1 \text{ m}^2$ あたりの重量 (kg)

m: 畳表 1 枚の重量 (kg)

s: 畳表 1 枚の面積 (m²)

9.2 水分

電気抵抗式迅速水分計による測定値を水分とする。

9.3 品位

1年ごとに日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第2条第3項に規定する登録認証機関(畳表についてのものに限る。)又は同項に規定する登録外国認証機関(畳表についてのものに限る。)の全てが協議して定める特等,1等及び2等の標準品との比較によるものとする。

7 1017 : 2018

附属書A (規定)

たて糸の試験方法

表 A.1ーたて糸の試験方法

たて糸の太さ	JIS L 1095 の 9.4.1 によって求めた番手をたて糸の太さとする。
たて糸の引張り強さ	JIS L 1095 の 9.5.1 a)によって求めた切断時の荷重をたて糸の引張り強さとする。
たて糸の伸び率	JIS L 1095 の 9.5.1 a)によって求めた伸びのつかみ間隔に対する比をたて糸の伸び率とする。
合糸本数	JIS L 1095 の 9.15.1 によって解ねんし、目視で確認することができる単糸の数を合糸本数と
	する。
綿以外の繊維の混紡	JIS L 1030-2 の 5.9.2 a)によって求めた綿以外の繊維の正量混用率を綿以外の繊維の混紡率と
率	する。

附属書B (規定) たて糸の基準

表 B.1ーたて糸の基準

	基準									
たて糸の種類	太さ	引張り強さ	伸び率	合糸本数	綿以外の繊維の混紡率					
	正量番手	N	%		%					
麻糸	麻番手5番手(ジュ	49.0 以上	5.0 以下	_	_					
	ート番手 9.6 番手)		(切断時)							
	の太さ以上									
綿糸	綿番手 20 番手の太	27.5 以上	12.0 以下	4以上	50 未満					
	さ以上		(24.5 N時)							